

公益財団法人川村育英会

個人情報管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人川村育英会(以下、「当会」という。)「個人情報保護に関する基本方針」に従い、個人情報の適正な取扱いに関して当会の役職員が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程及びこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については、次のとおりとする。

(1) 個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう。

(2) 本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る、生存する特定の個人をいう。

(3) 役職員等

「役職員等」とは、当会に所属するすべての理事、監事、評議員及び職員をいう。

(4) 個人情報管理責任者

「個人情報管理責任者」とは、代表理事によって指名された者であって、個人情報保護の運用に関する責任と権限を有する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、すべての役職員等に適用する。また、退職後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報については、この規程に従うものとする。

2 各種委員会の委員及び当会の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、当会の業務に従事する場合には、当該従事者は、この規程を遵守しなければならない。

3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報管理責任者)

第4条 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改竄されたりすること等がないように管理する責を負う。

(個人情報の取得)

第5条 当会は、定款第3条に定める奨学生の支給事業を実施するため、奨学生応募者、奨学生採用者本人から直接、個人情報の提供を受けるものとする。

- 2 前項の提供にあたっては、当会が奨学生の支給事業の実施するため利用する旨の同意を得るものとする。

(個人情報の利用目的)

第6条 当会の個人情報の利用目的は、次に掲げる事項に限るものとする。

- (1) 新規奨学生及び継続奨学生への資料送付、情報連絡等のため
- (2) 奨学生の選考のため
- (3) 事後管理等のため
- (4) 契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (5) その他定款記載事業の目的のために行う業務の達成のため（今後行うこととなる事項を含む）

(個人情報の提供)

第7条 法令で定める場合を除き、個人情報は第三者に提供してはならない。

- 2 前項の定めにかかわらず、当会の業務を第三者に委託する場合には、次に掲げる条件を満たす受託者に限り、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報を当該受託者に対して提供できるものとする。

- (1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること
- (2) 個人情報の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること
- (3) 当会との間に、適正な内容の個人情報の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること

- 3 本条第2項の定めに従い、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託した場合には、当会が当該受託者に課した個人情報の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。

(個人情報の正確性確保)

第8条 個人情報は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

第9条 個人情報管理責任者は、個人情報の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。

- 2 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人情報の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人情報を取り扱う役職員等に遵守させなければならない。

(役職員等の監督)

第10 条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(個人情報等の保存期間及び廃棄方法)

第11 条 個人情報等の保有期間及び廃棄方法については、別途定める「文書管理規程」によるものとする。

(通報及び調査義務等)

第12 条 役職員等は、個人情報が外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第13 条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報が外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を関係機関に報告しなければならない。

ア 漏洩した情報の範囲

イ 漏洩先

ウ 漏洩した日時

エ その他調査で判明した事実

2 個人情報管理責任者は、関係機関とも相談の上、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(自己情報に関する権利)

第14 条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

(個人情報の利用又は提供の拒否権)

第15 条 当会がすでに保有している個人情報について、本人からの自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令、定款、規程、規則の規定による場合

(2) 当会の事業管理又は事業実施記録として必要な場合

(3) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(苦情の処理)

第16 条 当会の個人情報の取扱いに関する苦情の窓口業務は、個人情報管理責任者が担当する。

2 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を行う。

(改定)

第17 条 この規程の改定は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。